

政治団体の手引き

令和5年9月

広島県選挙管理委員会

目 次

第1編 政治団体の届出等について

第1 政治団体の届出等	1
1 政治団体の種類	1
2 政治団体の定義	1
3 政治団体の届出	4
4 届出前の寄附等の禁止	6
第2 会計帳簿と収支報告書	23
1 会計帳簿	23
2 収支報告書	28

第2編 寄附について

第1 政治団体に対する寄附の制限	57
1 政治資金規正法上の寄附の制限	57
2 公職選挙法上の寄附の禁止	61
3 政治資金パーティー	63
第2 政治資金の運用に関する制限	63
第3 資金管理団体による不動産の取得等の制限	64

第3編 政治資金と税金の関係

第1 政治団体に対する課税関係	65
1 寄附収入に対する課税	65
2 事業収入に対する課税	65
3 政治団体の非課税の考え方	66
第2 政治家個人に対する課税関係	66
第3 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置	66
1 優遇措置の内容	66
2 優遇措置の適用要件	66
3 優遇措置を受けることができる控除額	67
4 手続き	67
第4 法人の政治献金に係る税制上の措置	68
第5 印紙の貼付について	68

第4編 後援団体等の文書図画の掲示・頒布等について

第1 後援団体等が掲示することができる文書図画	71
第2 後援団体等が頒布する文書図画	72

第5編 罰則等

第1 主な罰則	78
第2 公民権停止	78
第3 没収、追徴	78

第1編 政治団体の届出等について

第1 政治団体の届出等

1 政治団体の種類

政治団体の種類は、次のように分類されます。

政治団体			③政治団体とみなされるもの	
①政党 うち国会議員 関係政治団体	その他の政治団体		政策研究団体	政治資金団体
	②資金管理団体 うち国会議員 関係政治団体	その他 うち国会議員 関係政治団体		

2 政治団体の定義

政治団体とは、「政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」をいうものとされています。具体的には次のような団体のことを指します。〔政治資金規正法（以下「法」という。）第3条第1項〕

(1) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。

例えば、政党や「〇〇政治連盟」といったものがこれにあたります。

(2) 特定の公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。

いわゆる「後援会」がこれにあたります。

(3) (1) 及び (2) に掲げるほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

ア 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

※ 「政治上の主義」とは、例えば自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などのように、政治によって実現しようとする基本的、抽象的、一般的な原理原則をいいます。

「政治上の施策」とは、例えば物価の安定、内需の拡大、環境の保全、高齢者対策など、政治によって実現しようとする具体的な方策のことをいいます。

前記1の政治団体の種類のうち、①から③は次のように定義されています。

①政党

政党とは、前記で述べた政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいいます。（法3条第2項、第3項）

- a 衆議院議員又は参議院議員（他の政党に所属するものを除く）が5人以上所属しているもの。
- b 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以

上であるもの

② 資金管理団体

資金管理団体とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が自らのために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定したものをいいます。

指定できるのは、公職の候補者1人につき1団体に限られ、候補者自らがその代表者であることが必要です。（法第19条第1項）

③ 政治団体とみなされるもの

次に掲げる団体は、政治団体とみなされます。（法第5条第1項）

a 政策研究団体

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。

b 政治資金団体

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たもの。

※ 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいいます。（法第19条の7）

a 国会議員・候補者が代表者である政治団体（1号団体）

b 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体（政党を除く）のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）

c 政党の支部で国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（みなし1号団体）

<参考> (政治団体の種類)

<p>政 党</p>	<p>次のいずれかにあてはまる政治団体</p> <p>① 所属国会議員が5人以上</p> <p>② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上</p>		
<p>政治資金団体</p>	<p>政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体</p>		
<p>その他の政治団体</p>	<p>政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体等）</p> <table border="1" data-bbox="504 920 1406 1111"> <tr> <td data-bbox="504 920 671 1111"> <p>資金 管理団体</p> </td> <td data-bbox="671 920 1406 1111"> <p>公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</p> </td> </tr> </table>	<p>資金 管理団体</p>	<p>公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</p>
<p>資金 管理団体</p>	<p>公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</p>		

<p>国会議員関係 政治団体</p>	<p>次の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③</p> <p>① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体〔1号団体〕</p> <p>② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体〔2号団体〕</p> <p>③ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの〔みなし1号団体〕</p> <p>※「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。</p>
------------------------	---

3 政治団体の届出

政治団体は、次の届出が必要です。（記載例については、P 9以降をご覧ください。）

(1) 政治団体を組織したとき又はある団体が政治団体に該当することとなったとき（法第6条）

① 政治団体は、その組織の日または政治団体となった日から7日以内に文書で届出をしなければなりません（**郵便等によらず直接届出をする必要があります**）。

なお、政治団体は、この設立届がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることはできません（法第8条）

② 届出の際の提出文書

「政治団体設立届」に加え、政治団体の種類により次の添付書類が必要となります。

政治団体の種類	添付書類
政党の支部	<input type="checkbox"/> 会則・規約 <input type="checkbox"/> 政党の状況等に関する届 <input type="checkbox"/> 支部証明書
その他の政治団体	<input type="checkbox"/> 会則・規約 <input type="checkbox"/> 被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知〔該当する政治団体のみ〕 <input type="checkbox"/> 国会議員氏名届（政治上の主義・施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。）〔該当する政治団体のみ〕

※ 被推薦書とは、知事、県議会議員、広島市長、広島市議会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合において、当該公職の候補者等が、推薦・支持されることを承諾する旨を記載し、かつ記名押印又は署名した書面をいいます。

※ 国会議員関係政治団体にあつては、被推薦書に代えて、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出していただく必要があります。（個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合のみ必要となります。）

③ 届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
広島県内	広島県内	広島県選挙管理委員会
	広島県を含む2以上の都道府県	（広島県選挙管理委員会を經由して）
	広島県外	総務大臣

④ 政治団体の設立と同時に、資金管理団体の指定をする場合は、資金管理団体の指定関係書類の提出も必要になります。〔(4) 参照〕

(2) 届出事項に異動があったとき（法第7条）

① 設立の際に届け出た事項に異動があった場合には、異動の日から7日以内に異動に係る事項を届け出なければなりません（**郵便等によらず直接届出をする必要があります**）。

② 綱領・規約等添付文書の内容に異動があったときは、①の異動届に加え、当該書類を添付してください。

③ 政党の支部の場合で、異動事項が主たる事務所の所在地、政党の支部の名称又は主たる活動区域であるときは、支部証明書を異動届に添付してください。

- ④ 異動のあった政治団体が資金管理団体であり、かつ、異動事項が資金管理団体の届出事項に係るものであるときは、併せて資金管理団体の届出事項の異動届及び宣誓書の提出が必要です。
- ⑤ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(3) 政治団体を解散したとき（法第17条）

- ① 政治団体が解散し又は政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者は、その日から30日以内に政治団体解散届とともに、解散の日現在までの収支報告書（P30参照）の提出が必要です。
なお、解散に伴う収支報告書の提出には、会計責任者に加え代表者の記名押印又は署名が必要です。
- ② 解散する政治団体を資金管理団体に指定しているときは、併せて「資金管理団体でなくなった旨の届」の提出が必要です。
- ③ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(4) 資金管理団体を指定したとき（法第19条）

- ① 公職の候補者は、その公職の候補者のために、政治資金の拠出を受け、公職の候補者の政治資金を取り扱う政治団体として、自らが代表者である政治団体のうち1団体を「資金管理団体」に指定することが可能です。

資金管理団体に指定した政治団体については、以下のことが可能となります。

ア 特定寄附についての、寄附の量的制限（個別制限・総額制限）がありません。

イ 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限がなくなりますので、個人の寄附の総額制限（1,000万円）の範

囲

内において寄附をすることができます。

ウ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は寄附をすることができます。

※「特定寄附」とは

資金管理団体の届出をした公職の候補者（現職及び候補者になろうとする者を含む。）が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、自らの資金管理団体に取り扱わせるために自らの資金管理団体に対してする寄附。

- ② 公職の候補者が資金管理団体の指定したときは、指定した日から7日以内に、「資金管理団体指定届」により、指定した旨を届け出なければなりません。
- ③ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(5) 資金管理団体の届出事項に異動があったとき

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、届け出た事項に異動があったときには、その異動の日から7日以内に、「資金管理団体届出事項の異動届」により異動に係る事項を届け出なければなりません。

届出先については、(1) ③を参照してください。

(6) 資金管理団体の指定を取り消したとき

- ① 資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、その指定を取り消したときは、取り消した日から7日以内に「資金管理団体指定取消届」によりその旨を届け出なければなりません。
- ② 届出先については、(1) ③を参照してください。

(7) 資金管理団体はその適格性を失ったとき

- ① 資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者が公職の候補者でなくなったり、指定された政治団体の代表者でなくなったり、あるいは指定された政治団体が解散したとき等は、それらの事実が生じた日から7日以内に資金管理団体でなくなった旨の届出をしなければなりません。
- ② 資金管理団体の届出をした者が死亡したときは、死亡した日から7日以内に、資金管理団体でなくなった旨の届を政治団体の新たな代表者が届け出なければなりません。
- ③ 届出先については、(1) ③を参照してください。

4 届出前の寄附等の禁止（法第8条）

政治団体は、設立の届出の前に寄附を受け、または支出することができません。
これに違反すると、法第23条の罰則の対象となります。

<参考> 政治団体の各種届出について

I 設立関係（組織の日から7日以内）

政治団体の種類	必要な書類
政党の支部	<ul style="list-style-type: none"> ■設立届 ■会則・規約 ■政党の状況等に関する届 ■支部証明書
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■設立届 ■会則・規約 □被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（※1） □国会議員氏名届（※2） □資金管理団体指定届（※3）

II 異動関係（異動の日から7日以内）

政治団体の種類	必要な書類
政党の支部	<ul style="list-style-type: none"> ■異動届 □支部証明書（※4） □会則・規約
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■異動届 □会則・規約 □資金管理団体でなくなった旨の届（※5） □資金管理団体異動届（※6） □資金管理団体指定取消届 □被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（※1） □国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知（※7） □国会議員に係る公職の候補者の意思を確認できる書面（※8）

III 解散関係（解散の日から30日以内）

政治団体の種類	必要な書類
政党の支部	<ul style="list-style-type: none"> ■解散届 ■解散日までの収支報告書（※9）
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■解散届 ■解散日までの収支報告書（※9） □資金管理団体でなくなった旨の届（※10）

【凡例 ■：必ず提出してください。 □：場合によっては必要】

- ※1 知事、県議会議員、広島市長、広島市議会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には、「被推薦書」が必要となります。
- 国会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」が必要となります。
- ※2 政治上の主義・施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員である団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置を受けようとする場合に必要となります。
- ※3 資金管理団体を指定する場合に必要となります。（P5を参照）
- ※4 「主たる事務所の所在地」、「政党の支部の名称」又は「主たる活動区域」の異動の場合は必要となります。
- ※5 次の場合に必要となります。
- (1) 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合
 - (2) 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなった場合
 - (3) 資金管理団体の指定の届出をした政治団体が法第19条第1項に規定する政治団体でなくなった場合
 - (4) 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合（当該政治団体の新たな代表者が届け出る必要あり）
- ※6 「公職の種類」、「団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名（改姓・名）」の異動の場合は必要となります。
- ※7 国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する団体が、当該団体が推薦又は支持する候補者が国会議員に係る公職の候補者に該当しなくなったときに提出が必要となります。
- ※8 国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する団体が、①当該団体が会則・規約等を変更し、推薦又は支持する候補者を推薦又は支持しなくなったとき、②当該団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとしなくなった場合に提出が必要となります。
- ※9 国会議員関係政治団体については、登録政治資金監査人の政治資金監査報告書を添付してください。
- ※10 資金管理団体の指定の届出をした政治団体が解散したときは、解散の日から7日以内に、資金管理団体でなくなった旨を届け出なければなりません。

政治団体設立届

令和元年5月3日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会

政治団体の名称 甲田太郎後援会

事務所の所在地 広島県広島市〇〇区〇〇町三丁目〇番〇号

代表者の氏名 甲田 太郎 甲田 (印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

名 称	(ふりがな) こうだ たらうこうえんかい 甲田太郎後援会		政治団体の区分	
			<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和元年5月1日	
主たる事務所の所在地	(〒730-0123) 広島県広島市〇〇区〇〇町三丁目〇番〇号 (電話 082-123-5678)		組織年月日と選任年月日は原則として一致します。	
主たる活動区域	広島県内 (総務大臣届出団体の場合は、中国各県、日本全国など)			
	〔ふりがな〕 氏 名	住所	生年月日	選任年月日
代 表 者	こうだ たらう 甲田 太郎	(〒700-0000) 広島県〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	昭和〇年〇月〇日	令和元年5月1日
会 計 責 任 者	おつの じろう 乙野 次郎	(〒700-0000) 広島県〇〇市〇〇町二丁目×番×号 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	昭和×年×月×日	令和元年5月1日
「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の方が就任することはできません。				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	へいの きぶろう 丙野 三郎	(〒700-0000) 広島県〇〇市〇〇町三丁目△番△号 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	昭和△年△月△日	令和元年5月1日
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類		

【政治団体設立届記載上の留意点】

- 1 政治団体設立届の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「広島県広島市中区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「中国各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば「広島県」、「〇町及び△町」というように具体的に記載すること。
なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「広島県広島市中区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

甲田太郎後援会規約(例)

第1条(名称・所在地)

本会は、甲田太郎後援会と称し、主たる事務所を広島市におく。

第2条(目的)

本会は、甲田太郎氏を後援することにより県政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長	<u>1</u> 名
副会長	<u>2</u> 名
幹事	<u>若干</u> 名
会計責任者	<u>1</u> 名
監事	<u>2</u> 名

第6条(役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条(経費)

本会の経費は、会費1,000円(年額)、寄附金その他の収入をもつて充当する。

第9条(会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和〇〇年〇月〇日より実施する。

↑
設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

(注 意)

これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定

ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名を明記すること。

イ) 非後援団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容であること。

③ 会計年度に関する規定

④ 規約の実施年月日に関する規定(附則)

被 推 薦 書

令和〇〇年 6月 1日

政治団体の名称 甲田太郎後援会

代表者の氏名 甲田 太郎 殿

公職の種類 広島県議会議員(候補者等)

氏 名 甲田 太郎 印

甲
田

住 所 〇〇市〇〇町三丁目〇番□号

私(私達)は、令和〇〇年 6月 1日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「広島県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「広島県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「広島県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和〇〇年 6月 1日

(政治団体の名称)

甲山花子後援会

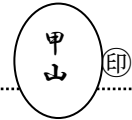
(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

公職の種類 衆議院議員 (候補者等)

氏 名 甲山 花子



住 所 広島県〇〇市〇〇町四丁目
〇番〇号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和〇〇年 6月 1日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員 (現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 (候補者等)」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員 (候補者等) (令和 年 月 日)」の例により記載すること。

届出事項等の異動届

県選管記入欄	
資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

令和元年 00 月 00 日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 殿

異動後の主たる事務所の所在地、
代表者氏名を記載してください。

(記載例)
主たる事務所の所在地、
代表者、規約
に異動がある場合

政治団体の名称
事務所所在地
代表者の氏名

甲田太郎後援会

広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1

丁山 四郎

丁山

(上欄には異動後(新)の内容を記載してください)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項 }
{ 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、
政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日
ふりがな 政治団体の 名称 (*)	新	★この表には、異動のある項目のみ 記載してください。 異動のない項目は記載不要です。	「主たる事務所の所在地」の 「旧」欄については、住所のみ 記載してください。(郵便番号や 電話番号は不要です。)	平成・令和 ・
旧				
主たる事務所の 所在地 (*)	新	(〒000-0000) 電話(082-000-0000) 広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1	「生年月日」欄の元号に ついては、いずれかに○ をしてください。	平成・令和 元・5・20
旧	△△市△△町二丁目2-2			
主たる 活動区域	新			平成・令和 ・
旧				
区 分		氏 名	住所・電話番号	生年月日
ふりがな	新	ていやま しろう	(〒000-0000) 電話(082-000-0000)	大正(昭和)・平成・令和
代 表 者 (*)	新	丁山 四郎	広島市××区××町三丁目3-3	45・12・31
旧	甲田 太郎	〇〇市〇〇町四丁目4-4		
ふりがな	新		(〒 -) 電話(- -)	大正・昭和・平成・令和
旧				
会計責任者	新			平成・令和
旧				
ふりがな	新		(〒 -)	
旧				
会計責任者の 職務代行者	新			
旧				
国会議員関係 政治団体の 区 分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	平成・令和 ・
旧		<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	
新		<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	
旧		<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	
そ の 他		<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置 <input type="checkbox"/> その他 {	名称や所在地等の異動に伴い、規約の内容に異動 がある場合は、異動後の規約を添付してください。	平成・令和 元・5・20

該当する場合は、□にチ
ェックをしてください。
(添付書類が必要となる
場合があります。)

注:「会計責任者」と「会計責任
者の職務代行者」は、同一の方
が就任することはできません。

「代表者」「会計責任者」「会計
責任者の職務代行者」の「旧」
欄については、氏名と住所のみ
記載してください。(これ以外は
不要です。)

※ 上の表中には、異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
※ 資金管理団体の場合で(*)欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動届は県選挙管理委員会に直接提出すること。(郵送等での提出はできません。)
- 3 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 5 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。
公職の候補者に係る公職の種類の記事については、「衆議院議員(現職)」、「参議院議員(候補者等)」の例により、にチェックをすること。
- 6 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 7 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があつた場合には、関係書面を付して提出すること。(※ 政治団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動があつた場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。)
- 8 当該異動に係る団体が資金管理団体であつて、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名(結婚等で戸籍名変更)又は公職の種類に異動が生じた場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 9 当該異動に係る団体が政党の支部であつて、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和〇〇年 6月 3日

(政治団体の名称)

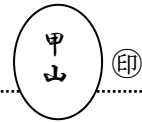
甲山花子後援会

(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

氏 名 甲山 花子



住 所 広島県〇〇市〇〇町四丁目
〇番〇号

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇〇年6月 1日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

令和〇〇年 〇月 〇日

(政治団体の名称)

甲山花子後援会

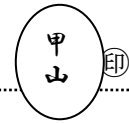
(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

氏 名 甲山 花子



住 所 広島県〇〇市〇〇町四丁目

〇番〇号

貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しないため、同法第7条第1項の規定による届出をする必要があります。

政治団体解散届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会

政治団体の名称 甲田太郎後援会

事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

代表者の氏名 甲田 太郎  (印)

会計責任者氏名 丙野 三郎  (印)

令和〇〇年 5月31日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資金管理団体指定届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 様

公職の種類 衆議院議員 広島県第〇区選挙区 (候補者等)

氏名 甲田 太郎

甲田

住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

令和〇〇年 6月 1日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

甲田太郎後援会

2 主たる事務所の所在地

〇〇市〇〇町三丁目〇番□号

3 代表者の氏名

甲田 太郎

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎

甲田

印


(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 広島県第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 広島県第〇区選挙区 (候補者等)」の例により記載すること。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 様

氏名 甲田 太郎  (印)

住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

下記の政治団体は、令和〇〇年 5月31日に（ 解散したこと ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記


1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎  (印)

(備考)

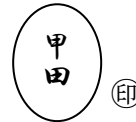
- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ()には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 様

氏名 甲田 太郎



住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 異動事項 主たる事務所の所在地

3 内容

(1) 新 〇〇市〇〇町五丁目×番×号

(2) 旧 〇〇市〇〇町三丁目〇番□号

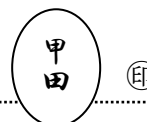
4 異動年月日 令和〇〇年 6月 1日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎



(備考)

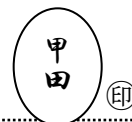
- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は、資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会

氏名 甲田 太郎



住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

令和〇〇年 5月 31 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

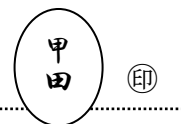
- 1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会
- 2 主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町五丁目×番×号

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第2 会計帳簿と収支報告書

1 会計帳簿

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出および金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。(法第9条)

また、国会議員関係政治団体は全ての支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体は1件5万円以上の全ての支出について、領収書その他支出を証する書面を徴し、これを保存しなければなりません。(法19条の9、11条)

この会計帳簿については、政治資金規正法施行規則に定めがあります。(別記第13号様式)(P24以下参照)

(1) 収入(法第4条第1項)

金銭、物品その他の財産上の利益の收受のことをいいます。政治資金規正法でいう「収入」の概念は、社会通念上の概念より広く、金銭、物品に限らず、また、有体物、無体物の如何を問いません。電気、ガス、水等はもちろん、債務の免除、金銭物品等の無償貸与、労務の無償提供など、これらを受ける者にとって財産的価値のある一切のものをいいます。

ア 党費又は会費(法第4条第2項)

政治団体の構成員が党則、規約等に基づいて、「金銭上の」債務の履行として負担するものをいいます。(金銭以外のものにより負担するものは、ここでの「党費又は会費」にはあたりません。)

イ 寄附(法第4条第3項)

金銭、物品その他の財産上の利益を提供されるもののうち、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。

なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費については、寄附として取り扱われるため、寄附の量的制限、質的制限を受けることとなりますので注意が必要です。(P57以下参照)

(2) 支出(法第4条第5項)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付のことをいい、上で述べた収入に対応する概念です。すなわち、単に金銭を消費したり物品を他人に与える場合のみならず、債権の放棄等によって他人に利益を与えるものは、ここにいう支出となります。

なお、支出の項目別区分については、P29【支出の分類】表を参照してください。

【会計帳簿様式】（政治資金規正法施行規則 別記第13号様式）

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く）				
（1）個人からの寄附	1 何 々 2 何 々 小 計			
（2）法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 小 計			
（3）政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 小 計 合 計			
（寄附のうち寄附のあつせんによるもの）				
（1）個人によるもの	1 何 々 2 何 々 小 計			
（2）法人その他の団体によるもの	1 何 々 2 何 々 小 計			
（3）政治団体によるもの	1 何 々 2 何 々 小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々 2 何 々 合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
（1）機関紙誌の発行事業	1 何 々 2 何 々 小 計			
（2）政治資金パーティー開催事業	1 何 々 2 何 々 小 計			

(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何 々		
ア 個人からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 }		
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 }		
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 }		
	計		
[政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳]			
ア 個人によるもの	① 何 々 ② 何 々 }		
イ 法人その他の団体によるもの	① 何 々 ② 何 々 }		
ウ 政治団体によるもの	① 何 々 ② 何 々 }		
	(内訳の計)		
	(2) 何 々 }		
	(内訳の計)		
(3) その他の事業	1 何 々 2 何 々 }		
	小 計		
	合 計		
4 借入金	1 何 々 2 何 々 }		
	合 計		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何 々 2 何 々 }		
	合 計		
6 その他の収入	1 何 々 2 何 々 }		
	合 計		
収入の総額			

【会計帳簿様式】（政治資金規正法施行規則 別記第13号様式）

2 支出簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々 2 何々々 合 計				
(2) 光熱水費	1 何々々 2 何々々 合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々 2 何々々 合 計				
(4) 事務所費	1 何々々 2 何々々 合 計 合 総 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々々 2 何々々 合 計				
(2) 選挙関係費	1 何々々 2 何々々 合 計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々々 2 何々々 小 計				
イ 宣伝事業費	1 何々々 2 何々々 小 計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々々 2 何々々 小 計				
エ その他の事業費	1 何々々 2 何々々 小 計 合 計				
(4) 調査研究費	1 何々々 2 何々々 合 計				

(5) 寄附・交付金	1 何々々 2 何々々 合 計			
(6) その他の経費	1 何々々 2 何々々 合 計			
支 出 の 総 額				

3 運用簿

運 用 の 目 的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備 考
項 目	摘 要	金 額	年月日	金 額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金若しくは貯金	1 何々々 2 何々々 合 計							
2 国債証券等	1 何々々 2 何々々 合 計							
3 金銭信託	1 何々々 2 何々々 合 計							

2 収支報告書

(1) 定期の収支報告書（法第12条）

政治団体の会計責任者は、当該政治団体のその年における全ての収入、支出及びこれらに関する事項、並びに12月31日現在で有する一定の資産の状況について、翌年3月31日までに報告書を提出しなければなりません。

なお、国会議員関係政治団体については、総務省に登録されている政治資金監査人の監査を受けた上で、翌年5月31日までに報告書を提出することとなっています。（法第19条の10）

また、国会議員関係政治団体の報告書については、オンライン（電子手続）による提出の努力義務があります。（法第19条の15）

(2) 解散等に伴う収支報告書（法第17条）

政治団体が解散又はその目的の変更等により、政治団体でなくなった場合に提出するもので、解散届と併せて提出しなければなりません。

(3) 提出先（法第12条）

設立届等の提出先区分と同様、広島県選挙管理委員会または広島県選挙管理委員会を經由して総務大臣へ提出します。

ただし、総務大臣へ報告書を提出する団体が、オンライン（電子手続）による報告書の提出を行う場合は、広島県選挙管理委員会の経由を要しません（法第32条の2）

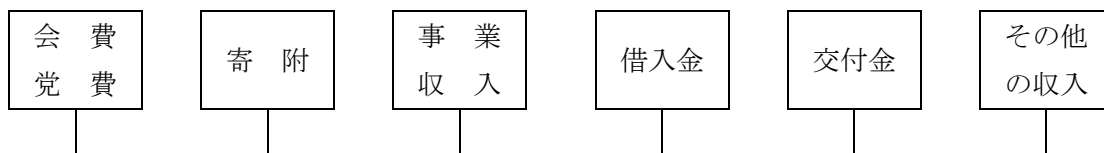
(4) 収支報告書の要旨の公表（法第20条）

収支報告書が提出されると、県報（総務大臣所管の政治団体は官報）でその要旨を公表又はインターネットで報告書を公表します。

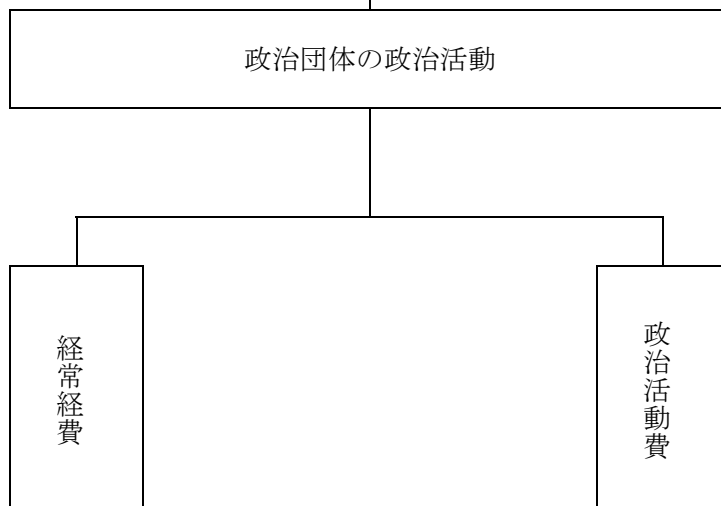
※ 収支報告書の記載例については、P30以降をご覧ください。

【政治団体の収支】

〔収入〕



〔支出〕



【支出の分類】

項目	内容	具体例	内訳書の提出の要否			
			国会議員関係政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治団体を除く)	左記以外の政治団体	
経常経費	人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く）に関する支出	給料、報酬、扶養手当、通勤手当等の諸手当の類、健康保険料等の保険料の類	提出不要	提出不要	提出不要
	光熱水費	事務所で使用する光熱水費	電気・ガス・水道の使用料、計器使用料等	要提出	要提出	
	備品・消耗品費	事務所で使用する備品、消耗品費	机、椅子、複写機、自動車（事務所用に限る）等の備品、事務用用紙、鉛筆、事務服、新聞、ガソリン等の消耗品	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒1万円超の支出のみ必要	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒5万円以上の支出のみ必要	
	事務所費	事務所の維持に関する経費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕費その他の経費			
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く）	大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費等	要提出	要提出	要提出
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費	公認推薦料、陣中見舞、その他事業費			
	機関紙誌の発行その他の事業費					
	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行に要する経費	材料費、印刷費、発送費、原稿料、発行事業従事者の給与等			
	宣伝事業費	機関紙誌発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く）	遊説費、新聞・テレビ等の広告料、パンフレット・ポスター等の作成、宣伝用自動車の購入・維持費等			
	政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費	会場借上費、記念品代、講演諸経費等			
	その他の事業費	上記以外の諸事業に要する経費				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費	研修会費、資料費、書籍購入費等			
寄附・交付金	政治活動に関する寄附等	賛助金、当該団体の本部又は支部に対する交付金、負担金等				
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費 金銭以外の財産上の利益を收受した場合は、見積った金額を「その他の経費」に計上する					

※要提出となっている項目も、支出がない場合は提出不要

記載例

◎この報告書は、政治団体の当該年の1月1日から12月31日(解散の場合は解散の日)までの全ての収支について、所定の事項を記入すること。

この表は必ずつけること

(令和 年分)

収支報告書

収支報告書提出日現在の届出の内容を記載すること。

(ふりがな)

こうだたろうこうえんかい

1. 政治団体の名称

甲田太郎後援会

2. 主たる事務所の所在地

広島市西区〇〇三丁目〇番〇号

3. 代表者の氏名

甲田 太郎

4. 会計責任者の氏名

丙野 三郎

→事務担当者の氏名

丁田 花子

→(電話)

〇〇〇-△△△-□□□□

記載内容に不備がある場合に、直接連絡の取れる担当者氏名及び電話番号を記載すること。

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有・無	有・無

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

特定パーティー開催団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

どれか1つをチェック

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

どれか1つをチェック

資金管理団体の指定の有無

有

公職の種類 衆議院議員 (現職) 候補者等

届出者氏名 甲田 太郎

無

「有」の場合、記入必須

資金管理団体の指定の期間

令和 〇〇年 〇月 〇日 から

令和 〇〇年 〇月 〇日 まで

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号

政治資金規正法第19条の7第1項第2号

公職の種類 参議院議員 (現職) 候補者等

公職の候補者氏名 甲田 太郎

該当する区分を全てチェック(12月31日現在)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 〇〇年 〇月 〇日 から

令和 〇〇年 〇月 〇日 まで

当該年中に異動(指定・取消等)があった場合のみ記載すること。

国会議員関係政治団体の届出をしている団体のみ記載すること。

(その2)

この表は必ずつけること

収支の状況

(本年の収入額)②は、下記「2 収入項目別金額の内訳」の合計金額「(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)」とすること。

前年の報告書の「翌年への繰越額」と一致すること。

1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②)	40,253,400 円	①+②…A
① (前年からの繰越額)	381,400	① ←
② (本年の収入額)	39,872,000	②
(2) 支出総額	25,210,900	……………B ←
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))	15,042,500	……………A-B

全団体必ず記入すること。

(その13)の合計と一致すること。

2. 収入項目別金額の内訳 (法人・その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」の欄に記入すること。)

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	員数
	2,000,000 円	2,000 人

「個人からの寄附」の内書きで、様式(その7)寄附の内訳「個人」のうち「(特)…」の計と一致すること。

延人数ではなく実人数

(2) 寄附	金額	備考
ア 寄附の区分 (イを除く)		
(ア) 個人からの寄附	9,450,000 円	★1(その7)
(うち特定寄附)	2,400,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	★2(その7)
(ウ) 政治団体からの寄附	3,800,000	★3(その7)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	13,250,000	①
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1,230,000	
イ 政党匿名寄附	0	②
合計 (小計+イ)	13,250,000	①+②

上記の小計額のうち「あっせんに係る寄附」の金額を内書きすること。

内訳を様式(その7)から(その9)までに記入すること。

(その3)

この欄には記入しないこと。

※政治資金パーティー開催事業は次のページ(政治資金パーティー用)へ別業にして記載すること。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		政治資金パーティー以外	
事業の種類	金額	備考	
甲機関誌	1,200,000		
その他の催物事業	250,000	個々の収入年月日などの内訳を記載する必要はない。	
事業の種類ごとに記載すること。 なるべく細分化し、「その他の催物事業」が他に比べてあまり大きな金額にならないようにすること。			
この頁の小計	1,450,000		
合計	1,450,000		

(その3)

この欄には記入しないこと。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		政治資金パーティー	
政治資金パーティーの名称	金額	備考	
甲田太郎を励ます会	11,200,000	RO. 7. 31 広島市中区〇〇町〇番〇号 ☆☆ホテル〇の間	
乙政治資金パーティー	1,200,000	RO. 〇〇. 〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇 □□ホテル△の間	
		↑ 開催年月日及び開催場所(会場の所在地及び名称)を記載すること。	
※ 純益ではなくパーティー券の売上等の総収入を記載すること。			
なお、それに要した経費は政治資金パーティー開催事業費としてパーティーごとに別業にして、様式(その15)に計上すること。			
また、特定パーティー(対価に係る収入の金額が1千万円以上のもの)にあつてはパーティー券の対価に係る収入について様式(その10)へ、大口購入者(20万円超)がある場合は様式(その11)へパーティーごとに別業に計上すること。			
政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。			
この頁の小計	12,400,000		
合計	12,400,000	※ 備考欄には、開催年月日及び開催場所(会場の所在地及び名称)を記載すること。	

(その4)

この欄には記入しないこと。

(4) 借入金			
	借 入 先	金 額	備 考
	甲銀行（乙支店）	1,000,000 ^円	
	丙銀行（丁支店）	500,000	
	借入先ごとに支店名まで記載すること。		
	※ 借入先ごとの借入金残高が100万円を超えている場合は、様式(その17)及び(その18)に記載すること。		
	この頁の小計	1,500,000	
	合 計	1,500,000	

(その5)

この欄には記入しないこと。

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
	甲田太郎後援会〇〇支部	1,000,000 ^円	RO. 1. 9	広島県〇〇市〇〇町〇番〇号	
	〃	3,000,000	RO. 3. 13	〃	
	〃	3,680,000	RO. 11. 20	〃	
	名称は省略等せず正確に記載すること。				
	この頁の小計	7,680,000			
	合 計	7,680,000			

(1)～(5)以外の収入については、この様式に記載すること。

(その6)

この欄には記入しないこと。

(6) その他の収入 ←		金額	備考
摘要	金額	備考	
甲銀行〇〇支店定期預金利子	57,000		
〃	57,000		
乙銀行△△支店定期預金利子	104,000		
家賃収入	600,000		
〃	320,000		
金銭以外のものによる寄附相当分	400,000	RO.9.16	C島三郎に選挙事務所を提供
同一銀行の同一種類(定期・普通等)の預金であれば、証書番号が異なっても1件とし、その合計が10万円以上であれば内訳を記載すること。			
本部又は支部からの交付金は、この様式ではなく、様式(その5)に記載すること。			
この頁の小計	1,538,000	…A	
1件10万円未満のもの	54,000	…B	← 1件10万円未満のものについては、その合計額を一括して記載すること。
合計	1,592,000	…A+B	

遺贈によつてする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載すること。

「個人」、「法人・その他の団体」、「政治団体」ごとに、それぞれ様式が異なるため注意すること。

(その7)

この欄には記入しないこと。

同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者ごとに名寄せして年月日順に記載すること。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
特 甲田 太郎	2,400,000	RO. 5. 11	広島市南区 〇〇町一丁目〇番〇号	会社役員	
甲田 太郎	1,800,000	RO. 6. 17	〃	〃	
乙野 一郎	1,300,000	RO. 10. 30	〇〇郡〇〇町 大字△△100番地	農業	遺贈
丙野 太郎	800,000	RO. 12. 10	東京都千代田区 □□町1-1-1	会社役員	
丁野 三郎	200,000	RO. 1. 1	広島市西区 〇〇町一丁目〇番〇号	会社役員	事務所の無償提供
特定寄附の場合には、「特」を寄附者名の前に記載すること。 特定寄附とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた寄附を資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に対して行った寄附を指す。		個人が政党及び政治資金団体以外の政治団体及び政治家に対してする寄附については、総枠の制限では年間1,000万円までであることができるが、1つの政治団体に対しては、年間150万円を超えて寄附をすることはできない。 資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする特定寄附については、寄附額の制限はない。 又、自己資金によりする寄附については、総枠の制限のみで個別(150万円)制限はない。			
これらの欄は、上記の明細が数ページに及ぶ場合には、最後のページのみ記載すること。		上に内訳を記載した寄附以外の寄附を一括して、その合計額を記載すること。			
この頁の小計	6,500,000	※ 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載すること。			
その他の寄附	2,950,000				
合計	9,450,000	← この額を、様式(その2)2(2)「(ア)個人からの寄附」欄★1に記載すること。			

「個人」、「法人・その他の団体」、「政治団体」ごとに、それぞれ様式が異なるため注意すること。

(その7) この欄には記入しないこと。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	法人・その他の団体	
				代表者の氏名	備考
同一法人・団体から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした法人等ごとに名寄せして年月日順に記載すること。					
上に内訳を記載した寄附以外の寄附を一括して、その合計額を記載すること。					
この頁の小計				※ 同一の会社、労働組合及びその他の団体からの年間5万円を超える寄附は個別に記載すること。	
その他の寄附			0		
合計			0	← この額を様式(その2)2(2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄★2に記載すること。	

「個人」、「法人・その他の団体」、「政治団体」ごとに、それぞれ様式が異なるため注意すること。

(その7) この欄には記入しないこと。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	政治団体	
				代表者の氏名	備考
E 政治連盟	2,500,000	RO. 7. 10	広島市〇〇区 〇〇町四丁目〇番〇号	甲島 三郎	
〇〇党広島県本部	1,050,000	RO. 10. 16	広島市〇〇区 〇〇一丁目〇番〇号	乙口 五郎	
名称は省略等せず正確に記載すること。					
同一政治団体から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした団体ごとに名寄せして年月日順に記載すること。					
上に内訳を記載した寄附以外の寄附を一括して、その合計額を記載すること。					
この頁の小計			3,550,000	※ 同一の政治団体からの年間5万円を超える寄附は個別に記載すること。	
その他の寄附			250,000		
合計			3,800,000	← この額を様式(その2)2(2)「(ウ)政治団体からの寄附」欄★3に記載すること。	

(その8)

この欄には記入しないこと。

(8) 寄附のうちあっせんによるものの内訳				寄附のあっせん者の区分			個人	
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	提供年月日	集めた 期 間	住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	主	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考	
上に内訳を記載した寄附以外の寄附を一括して、その 合計額を記載すること。								
この頁の小計								
その他の寄附								
合 計								
	→1,230,000							
	1,230,000							

※ 様式(その7)の寄附のうち、同一のものによってあっせんされた寄附で、年間5万円を超えるものの内訳を記載すること。

(その9)

この欄には記入しないこと。

(9) 政党匿名寄附の内訳				
政党匿名寄附を受けた場所	金額	年月日	備 考	
この頁の小計				
合 計				

※ 政党(の支部)及び政治資金団体が演説会の会場等で受けた1,000円以下の寄附が対象となる。

(その10)

この欄には記入しないこと。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	開催場所	対価の支払をした者の数	開催年月日	備考
	甲田太郎を励ます会	11,000,000	広島市中区〇〇町〇番〇号 ☆☆ホテル〇の間	560	RO. 7. 31	
	様式(その3)に記載された名称と一致すること。					
	① 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る備考欄に、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。					
	② 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。					
	この頁の小計	11,000,000				
	合計	11,000,000				

※ 特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーをいう。「開催場所」欄には開催施設等の所在地を記載すること。

政治資金パーティーごとに別業とすること。

(その11)

この欄には記入しないこと。

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳						
	政治資金パーティーの名称	甲田太郎を励ます会				
	対価の支払をした者の区分	個人				
	対価の支払をした者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
	丙川 二郎	1,010,000	RO. 7. 22	広島市南区 〇〇町〇番〇号	医師	
	「個人」「法人・その他の団体」「政治団体」ごとに区分し、別業とすること。					
	様式(その3)に記載された名称と一致すること。					
	一の政治資金パーティーについて報告書に記載すべき年の前年以前において收受された収入のうちその金額の合計額が20万円を超える対価の支払いをした者が支払いをしたものがある場合においては、当該対価の支払いをした者に係る備考欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること(「法人・その他の団体」「政治団体」についても同様)。					
	この頁の小計	1,010,000				
	合計	1,010,000				

※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者からの対価の支払いが20万円を超えるものについてのみ個別に記載すること。
※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

(その11) この欄には記入しないこと。

				政治資金パーティーの名称	乙政治資金パーティー		
(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				対価の支払をした者の区分	法人・その他の団体		
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	株式会社〇〇〇〇	1,010,000	RO. 10. 7	広島市〇〇区 〇〇町〇番△号	丙野 三郎		
				様式(その3)に記載された名称と一致すること。			
	この頁の小計	1,010,000					
	合計	1,010,000					

※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者からの対価の支払いが20万円を超えるものについてのみ個別に記載すること。
 ※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

(その11) この欄には記入しないこと。

				政治資金パーティーの名称			
(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				対価の支払をした者の区分	政治団体		
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	この頁の小計						
	合計						

※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者からの対価の支払いが20万円を超えるものについてのみ個別に記載すること。
 ※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

政治資金パーティーごとに別業とすること。

(その12) この欄には記入しないこと。

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳				政治資金パーティーの名称			
対価の支払のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額 円	提供年月日	集めた 期 間	対価の支払のあっせん者の区分		備考	
				住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)		
この頁の小計							
合 計							

※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者によって対価の支払いをあっせんされたもので、その合計額が20万円を超えるものについてあっせんをした者ごとに記載すること。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

記載漏れに注意すること。

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額		備 考
1 経常経費			
(1) 人件費	4,680,000 円		
(2) 光熱水費	432,900	資金管理団体及び国会議員関係政治団体は人件費以外の費目の内訳を様式(その14)に別業として記載すること。	
(3) 備品・消耗品費	650,000		
(4) 事務所費	3,814,000		その他の政治団体は従来どおり内訳の記載不要。
小 計 ((1)~(4))	9,576,900 円		←上記(1)+(2)+(3)+(4) … C
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	4,120,000		(100,000円)←
(2) 選挙関係費	2,000,000		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	7,095,000		←下記 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費	910,000		
イ 宣伝事業費	2,650,000	内訳は様式(その15)に費目ごとに更に適宜小分類しそれぞれ別業とすること。(全団体共通)	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,925,000		
エ その他の事業費	610,000		
(4) 調査研究費	253,000		
(5) 寄附・交付金	1,400,000		(800,000円)←
(6) その他の経費 ←金銭以外の寄附(例 事務所無償提供)に相当する支出は、この欄に記入すること。	766,000		
小 計 ((1)~(6))	15,634,000 円		←上記(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) … D
合 計	25,210,900		←C+D…この額を様式(その2)の収支総括表の「支出総額」B欄に記入すること。

(本欄) 様式(その15)の内容と一致すること。本部又は支部に対する支出

様式その13の経常経費の項目(光熱水費、備品・消耗品費、事務所費)ごとに別表とすること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費（ ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
【資金管理団体の場合】 ・1件5万円以上の支出についてのみ内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。 ・1件5万円未満の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。					
【国会議員関係政治団体の場合】 ・1件1万円を超える支出について内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。 ・1件1万円以下の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。					
※その他の政治団体の場合は記載不要。					
この頁の小計					
その他の支出	432,900				
合 計	432,900				
			※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		

様式その13の経常経費の項目(光熱水費、備品・消耗品費、事務所費)ごとに別表とすること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（ ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
パソコン	210,000	RO. 2. 28	〇〇電機	〇〇市△△町〇ー×	
この頁の小計	210,000				
その他の支出	440,000				
合 計	650,000				
			※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費 ()			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
家賃	400,000	RO. 2. 20	××不動産	〇〇市△△町×-×	
〃	400,000	RO. 4. 20	〃	〃	
〃	400,000	RO. 6. 20	〃	〃	
〃	400,000	RO. 8. 20	〃	〃	
〃	400,000	RO. 10. 20	〃	〃	
〃	400,000	RO. 12. 20	〃	〃	
この頁の小計	2,400,000				
その他の支出	1,414,000				
合計	3,814,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

パーティーごとに別業とすること。
 (この様式は政治資金パーティー開催事業費専用)

様式(その3)に記載された名称と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (甲田太郎を励ます会)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	300,000	RO. 6. 24	〇〇印刷(有)	〇〇市〇〇町〇番△号	
〃 発送費	75,000	RO. 6. 25	△△郵便局	〇〇市△△町〇番〇号	
会場使用料	250,000	RO. 7. 31	〇△ホテル(株)	広島市中区〇〇町〇番〇号	
食事代	1,500,000	RO. 7. 31	〃	〃	
【国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合】 ・1件5万円以上の支出についてのみ内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。 ・1件5万円未満の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。					
【国会議員関係政治団体の場合】 ・1件1万円を超える支出について内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。					
この頁の小計	2,125,000				
その他の支出	96,000				
合計	2,221,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

パーティーごとに別業とすること。
(この様式は政治資金パーティー開催事業費専用)

様式(その3)に記載された名称と一致すること。

(その15)



(3) 政治活動費の内訳		政治資金パーティー開催事業費 (乙政治資金パーティー)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	150,000	RO. 9. 28	〇〇印刷 (有)	〇〇市〇〇町〇番△号	
〃 発送費	50,000	RO. 9. 10	△△郵便局	〇〇市△△町〇番〇号	
会場使用料	100,000	RO. 10. 7	ホテル×× (株)	××市△町〇番△号	
食事代	350,000	RO. 10. 7	〃	〃	
この頁の小計	650,000				
その他の支出	54,000				
合計	704,000				

※ 5万円以上の (国会議員関係政治団体は1万円を超える) 支出はすべて個別に記載し、5万円未満 (国会議員関係政治団体は1万円以下) の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の () 中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

様式(その13)の組織活動費の項目を大分類とし、それを組織対策費、大会費等に適宜小分類して、それぞれ別業とすること(用紙が不足する場合は、適宜様式をコピーするなどして使用すること。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		組織活動費 (行事費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上費	130,000	RO. 5. 10	(株) 〇〇ホテル	〇〇市〇〇町△番△号	
宿泊料	61,000	〃	〃		
この頁の小計	191,000				
その他の支出	647,000				
合計	838,000				

【国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合】
・1件5万円以上の支出についてのみ内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。
・1件5万円未満の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。

【国会議員関係政治団体の場合】
・1件1万円を超える支出について内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。
・1件1万円以下の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。

※ 5万円以上の (国会議員関係政治団体は1万円を超える) 支出はすべて個別に記載し、5万円未満 (国会議員関係政治団体は1万円以下) の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の () 中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (組織対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
パンフレット印刷費	440,000	RO. 2. 10	〇〇印刷 (株)	〇〇市〇〇町△番×号	
〃 発送費 < 〃	55,000	RO. 2. 16	△△郵便局	〇〇郡〇〇町×番△号	
電話料金	50,000	RO. 3. 31	N T T 〇〇支店	〇〇市〇〇町〇番〇号	
出張旅費	68,000	RO. 2. 27	乙山 次郎	〇〇市△△町〇-〇-〇	
〃	54,000	RO. 3. 24	丙口 五郎	△△郡〇〇町〇番△号	
〃	54,000	RO. 4. 16	乙山 次郎	前 掲	
〃	68,000	RO. 6. 26	〃	〃	
〃	68,000	RO. 11. 16	丙口 五郎	〃	
〃	54,000	RO. 12. 7	〃	〃	
支部活動旅費	100,000	RO. 10. 16	甲田太郎後援会××支部	〇〇市〇〇町△-×	
この頁の小計	1,011,000				
その他の支出	7,000				
合 計	1,018,000				

政治活動費として記載すること。
パンフレット等の発送料は経常経費ではなく

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (大会費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上料	150,000	RO. 3. 22	(株) 〇〇会館	〇〇市△△町〇番〇号	
案内状印刷費	250,000	RO. 2. 16	〇×印刷 (株)	△△郡〇〇町〇番△号	
大会資料印刷費	230,000	RO. 2. 16	〃	〃	
案内状大会資料発送費	55,000	RO. 3. 22	△△郵便局	〇〇市〇町〇番△号	
弁当代	50,000	RO. 3. 22	(株) △×弁当	〇〇市××町×番△号	
切符代	50,500	RO. 3. 22	(株) 〇〇交通	〇〇市△△町×番△号	
この頁の小計	785,500				
その他の支出	773,500				
合 計	1,559,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交際費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
〇〇祝賀パーティー会費	200,000 ^円	RO. 5. 18	〇〇党広島県支部	〇〇市〇〇町△番〇号	
会合費	50,000	RO. 6. 19	△△ホテル (株)	△市〇〇町〇番〇号	
〃	60,000	RO. 7. 21	〃	〃	
〃	100,000	RO. 8. 24	(株) 〇〇ホテル	〇〇郡〇〇町△番×号	
〃	70,000	RO. 11. 20	〃	〃	
〃	120,000	RO. 12. 4	〃	〃	
この頁の小計	600,000				
その他の支出	105,000				
合 計	705,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
推薦料	400,000 ^円	RO. 9. 16	A山 一郎	〇〇市×△町×番△号	
〃	400,000	RO. 9. 16	B上 二郎	××郡〇〇町〇番△号	
選挙事務所の提供	400,000	RO. 9. 16	C島 三郎	〇〇市△△町×番〇号	無償提供
この頁の小計	1,200,000				
その他の支出	800,000				
合 計	2,000,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (甲機関誌発行費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
原稿料	40,000	RO. 4. 1	A口 一郎	〇〇市〇×町△番△号	
〃	40,000	RO. 8. 1	B谷 二郎	〇〇市〇町〇番地の△	
〃	40,000	RO. 12. 1	A口 一郎	前掲	
印刷費	160,000	RO. 4. 10	〇×印刷 (株)	△分〇×町〇ー×	
〃	160,000	RO. 8. 10	〃	〃	
〃	160,000	RO. 12. 10	〃	〃	
発送費	90,000	RO. 4. 15	△△郵便局	〇〇市〇〇町〇番〇号	
〃	90,000	RO. 8. 15	〃	〃	
〃	100,000	RO. 12. 15	〃	〃	
この頁の小計	880,000				
その他の支出	30,000				
合計	910,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (広告料・パンフレット印刷費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
新聞広告料	50,000	RO. 3. 20	(株)××新聞〇〇支社	〇〇市〇〇町△番△号	
立看板作成費	60,000	〃	〇×看板店	〇〇市××町△番〇号	
ポスター印刷費	300,000	RO. 5. 15	〇×印刷 (株)	△△郡〇×町〇ー×	
パンフレット印刷費	550,000	RO. 6. 24	〃	〃	
〃 発送費	60,000	RO. 7. 3	△△郵便局	〇〇市〇〇町〇番〇号	
この頁の小計	1,020,000				
その他の支出	155,000				
合計	1,175,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (自動車購入・維持費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
宣伝用自動車購入費	1,200,000	RO. 4. 6	〇〇×自動車販売(株)	〇〇市〇〇町×-×	
ガソリン代	160,000	RO. 10. 27	××石油(株)	〇×市△×町〇番〇号	
この頁の小計	1,360,000				
その他の支出	115,000				
合計	1,475,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費 (講演会開催費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	100,000	RO. 11. 2	〇×印刷(株)	△△郡〇×町〇-×	
〃 発送費	60,000	RO. 11. 4	△△郵便局	〇〇市〇〇町〇番〇号	
講演会会場借上料	100,000	RO. 11. 30	(株)〇〇会館	〇〇市〇〇町△番△号	
弁当代	50,000	RO. 11. 30	〃	〃	
講師謝礼	100,000	RO. 11. 30	N村 八郎	東京都△△区〇〇町×-×	
この頁の小計	410,000				
その他の支出	200,000				
合計	610,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
研修会参加費	60,000	RO. 8. 10	(一財)〇〇教育センター	〇〇県〇〇市〇〇町△-△	
旅費	62,000	RO. 8. 11	乙山 次郎	〇〇市△△町〇-〇-〇	
講座「政治」購入費	80,000	RO. 8. 21	〇〇出版	〇〇県〇〇市××町△-〇	
この頁の小計	202,000				
その他の支出	51,000				
合計	253,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 (寄附)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	500,000	RO. 6. 30	甲田太郎後援会××支部	〇〇市〇〇町△-×	
〃	300,000	RO. 8. 14	〃	〃	
寄附	300,000	RO. 4. 30	乙田二平後援会	〇〇市△△町×-×	
〃	300,000	RO. 10. 30	丙田三平後援会	〇×市〇〇町△番〇号	
この頁の小計	1,400,000				
その他の支出	0				
合計	1,400,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費 (借入金返済)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	536,250	RO. 12. 11	甲銀行 (乙支店)	〇〇市〇〇町×-×	
この頁の小計	536,250				
その他の支出	0				
合計	536,250				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費 (雑費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	29,750				
合計	29,750				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	200,000	RO. 1. 1	丁野 三郎	広島市西区〇〇町一丁目〇番〇号	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

(その16)

(3) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	100,000	RO. 10. 16	甲田太郎後援会××支部	〇〇市〇〇町△×	
寄附・交付金	500,000	RO. 6. 30	〃	〃	
〃	300,000	RO. 8. 14	〃	〃	
この頁の小計	900,000				
合計	900,000				

↑ 様式(その13)の支出の項目を記載すること。

↑ 名称は省略等せず正確に記載すること。

様式(その13)の備考欄に、支出項目別の合計額をカッコ書きで記載すること。

※ 「支出項目」欄は、(その13)の支出の項目を記載すること。

この表は必ずつけること。

基準日(当該年の12月31日。解散の場合は、解散日。)現在における
当該政治団体の資産の有無について「レ」点を付すこと。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「有」に「レ」点を付した場合は、
様式(その18)にも記載すること。

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分		土 地					
	所在地	取得価額	面積	取得年月日				備考
	広島市東区 〇〇三丁目〇番〇号	7,500,000 ^円	80.25 ^m	元号	年	月	日	
				昭和	〇〇	〇	10	4

(その18) この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		建 物						
取得年	取得月	所在地	取得価額 円	面積 ㎡	取得年月日					備考
					元号	年	月	日		
		広島市東区 〇〇三丁目〇番〇号	5,000,000	69.69	昭和	〇〇	10	4		

(その18) この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		地上権又は土地の賃借権						
取得年	取得月	所在地	取得価額 円	面積 ㎡	取得年月日					備考
					元号	年	月	日		

取得金額が100万円を超えるものについて記載すること。

(その18) この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	動 産					
	品 目	取 得 価 額	数 量	取 得 年 月 日					備 考
				元号	年	月	日		
	自動車	2,000,000	1	平成	00	4	22		
	自動車	1,200,000	1	平成	00	4	06		

この欄には記入しないこと。

(その18)

2 資産等の内訳

資産等の内訳	項目別内訳	預金、貯金
	残 高	備 考

定期性のものに限る。

(その18)

2 資産等の内訳

資産等の内訳	項目別内訳	金銭信託					
	金 額	設 定 年 月 日					備 考
		元号	年	月	日		

この欄には記入しないこと。

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の内訳

資産等の内訳			項目別区分		有 価 証 券						
種 類	取 得 価 額	銘 柄	数 量	取 得 年 月 日						備 考	
				単 位	元 年	月	日	備 考			
国 債	1,000,000	令和〇〇年〇月 発行10年国債	額面 1,000,000	円	令和	〇〇	0	3	1	8	
		金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。) については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「種類」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄を「銘柄」欄に「何年何月発行10年国債」、「甲株式会社発行株式」というように、数量を「額面1,000,000円」、「1,000株」というように記載すること。									

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分		出 資 による 権 利						
出 資 先	金 額	出 資 年 月 日	備 考								
			単 位	元 年	月	日	備 考				

借入先ごとの残高が100万円を超えるものについて、借入先を記載すること。

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	貸付金	
	貸付先	貸付残高		備考	

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	借入金	
	借入先	借入残高		備考	
	甲銀行（乙支店）	1,010,000			

残高を記載し、借入年月日等の記載の必要はない。

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	敷金	
	支払先	金額	支払年月日		
			年	月	日

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	施設の利用に関する権利				
	種 類	取 得 価 額	施設の名称	取得年月日				備考
				元	年	月	日	

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分	土 地		
摘 要	用 途	利 用 の 現 況			
		事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積 ㎡	使用者ごとの使用の対価の 価額 円
	事務所用地				
	資金管理団体のみ記入すること。				

(備考)

- 1 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象。
- 2 収支報告書様式(その17)の項目別区分ごとに別業とすること。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分	建 物		
摘 要	利 用 の 現 況				
	用 途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積 ㎡	使用者ごとの使用の対価の 価額 円
	事務所				
	貸ビル	賃貸借	店舗	30.15	50,000円/月
		"	住居	35.00	60,000円/月
		資金管理団体のみ記入すること。			

(備考)

- 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象。
- 収支報告書様式（その17）項目別区分ごとに別表とすること。

この表は必ずつけること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年の誤りが多いので注意すること。
令和 ○ 年 2 月 26 日

政治団体の名称 **甲田太郎後援会**

「会計責任者の氏名」又は「代表者の氏名」欄に署名する場合は、必ず本人が署名すること。

→ 会計責任者の氏名 **丙野 三郎** (丙野) ㊟

→ 代表者の氏名 (解散時のみ) **(甲田 太郎)** (甲田) ㊟

・会計責任者の記名押印又は署名は必須
・団体を解散するときのみ代表者の記名押印又は署名が必要

(備考)

- 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
組織活動費	組織対策費 電話料金	50,000	RO. 3. 31	口座振替のため
選挙活動費	選挙事務所の提供	400,000	RO. 9. 16	無償提供のため
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当額	200,000	RO. 1. 1	無償提供のため

政治団体の名称

甲田太郎後援会

会計責任者の氏名

丙野 三郎

丙野

㊟

代表者の氏名
(解散時のみ)

甲田 太郎

甲田

㊟

(備考)

- 「支出の目的」の「項目」欄には、収支報告書様式（その13）支出の項目により分類して記載す
- 「摘要」欄には、例えば、「電話料金」というように具体的に記載すること。
- 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。

・会計責任者の記名押印又は署名は必須
・団体を解散するときのみ代表者の記名押印又は署名が必要

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	交際費

政治団体の名称

甲田太郎後援会

(備考)

- 「支出の目的」の「項目」欄には、収支報告書様式（その13）支出の項目により分類して記載すること。
- 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 支出の目的ごとに別業とすること。
- 支出の目的に該当する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り）を以下に貼り付けて提出すること。

この欄に振込明細書を添付すること。

第2編 寄附について

第1 政治団体に対する寄附の制限

1 政治資金規正法上の寄附の制限

- (1) 寄附の量的制限について（法第21条、法第21条の2、法第21条の3、法第22条）
政治活動に関する寄附は、年間を通じてすることができる寄附の限度額（総枠制限）と、同一の政治団体に対する寄附の限度額（個別制限）が定められています。

○ 寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者		個人		公職の候補者		会社・労組等の団体		政治団体			
		総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
政治団体	政党	(A枠) 年間 2,000 万円 以内 ※注1参照	制限 なし	(A枠) 年間 2,000 万円 以内 ※注1参照	制限 なし	資本金・ 組合員数に 応じて 年間 750万円 以内～ 年間 1億円以内	制限 なし	制限なし			
	政治資金団体										
	資金管理団体	(B枠) 年間 1,000 万円 以内 ※注1参照	年間 150 万円 以内	(B枠) 年間 1,000 万円 以内 ※注1参照	制限 なし ※注3参照	禁止 ※注2参照	禁止 ※注2参照	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内 (総枠制限はなし)			
その他の政治団体	年間 150 万円 以内										
政治家個人		※注4参照		※注4参照				※注4参照			

- 注) 1 総枠制限におけるA枠（政党・政治資金団体に対する寄附）とB枠（政党・政治資金団体以外に対する寄附）は互いに流用することができません。A枠とB枠の範囲内であれば、それぞれ限度額まで寄附をすることができます。
- 2 会社・労働組合等の団体が政治団体の構成員として負担する党費または会費は寄附とみなされます。したがって、資金管理団体及びその他の政治団体は、会社・労組等の団体からの党費又は会費を受けることはできません。
- 3 自己資金による寄附（自らの資金管理団体に対してする歳費等の寄附）に限られます。
- 4 政治家個人への金銭等による寄附（政党からの寄附を除く）は禁止されています（選挙運動に関するものは金銭等による寄附も可能です）。
- 5 特定寄附（公職の候補者が政党から受けた寄附をその資金管理団体に対してする寄附）及び遺贈によってする寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。

【年間の総枠制限】

○ 会社のする寄附の限度額

資本又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上～ 50億円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	4,000万円
～ (略)	
1,050億円以上	1億円

○ 労働組合又は職員団体のする寄附の限度額

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上～ 10万人未満	1,500万円
10万人以上～ 15万人未満	3,000万円
15万人以上～ 20万人未満	3,500万円
20万人以上～ 25万人未満	4,000万円
～ (略)	
110万人以上	1億円

○ その他の団体（政治団体を除く。）のする寄附の限度額

前年における年間の経費の額	政党・政治資金団体に対する寄附
2千万円未満	750万円
2千万円以上～ 6千万円未満	1,500万円
6千万円以上～ 8千万円未満	3,000万円
8千万円以上～ 1億円未満	3,500万円
1億円以上 ～ 1億2千万円未満	4,000万円
～ (略)	
4億6千万円以上	1億円

(2) 寄附の質的制限について（法第22条の3～6）

政治活動に関する寄附については、寄附の主体による制限もあります。

内 容	寄 附 の 主 体	禁 止 の 内 容
特定会社等の寄附の禁止	国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人は、	交付決定の通知を受けた日から1年間は政治活動に関する寄附をしてはならない。（※1）
	国から資本金、基本金、その他のこれらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、	出資又は拠出を受けている間は政治活動に関する寄附をしてはならない。（※1）
	地方公共団体と上記2つの関係と同様の関係にある会社その他の法人は、	当該地方公共団体の議会の議員、若しくは長にかかる候補者又は当該候補者にかかる政治団体に対して、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も、	前記の制限を受ける者であることを知りながら、その者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。 違法な寄附であることを知りながらこれを受けてはならない。
赤字会社の寄附禁止	3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、	当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も、	違法な寄附であることを知りながらこれを受けてはならない。
外国人等からの寄附禁止	何人も、	外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けてはならない。（※2）
匿名等の寄附禁止	何人も、	本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。 （政党匿名寄附を除く（※3））
		違法な寄附を受けてはならない。

（※1）例外：これらの会社その他の法人でも、地方公共団体の議会の議員若しくは長の候補者又は候補者にかかる政治団体に対してする寄附については、この限りではありません。

（※2）例外：主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上上場されている者からの寄附については、この限りではありません。

なお、当該法人からの寄附については、収支報告書様式（その7）「寄附の内訳」の備考欄に「上場・外資50%超」と記載しなければなりません。

（※3）政党匿名寄附とは、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場で、政党又は政治資金団体に対してされる1件1,000円以下の寄附のことをいいます。

(3) 寄附のあっせんの制限（法第22条の7、法第22条の9）

寄附の任意性を確保するため、寄附のあっせんについて一定の制限を課したものであり、その概要は次のとおりです。

ア 威迫的行為の禁止

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合には、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど、不当にその意思を拘束するような方法で行ってはなりません。

イ 意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法であっても、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものから控除するような方法で寄附を集めてはなりません。

ウ 公務員の地位利用による寄附への関与等の禁止

国又は地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、もしくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならないとされています。

2 公職選挙法上の寄附の禁止

公職の候補者等及びこれらの者の後援団体の寄附は、選挙に関すると否とにかかわらず、特定の場合を除き、選挙区内にある者に対してするものは、全面的に禁止されています。

その概要は、次のとおりです。

【公職の候補者関係】

寄附者	寄附の方法等	禁止事項	例外となる寄附等
公職の候補者等は、 (※1)		当該選挙区内にある者に対して、 いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・親族に対する寄附 ・政治上の主義・施策のための集会の実費補償(食事は除く) (※2)
公職の候補者等以外の者は、	公職の候補者等を寄附の名義人として、		<ul style="list-style-type: none"> ・当該公職の候補者等の親族に対する寄附 ・政治上の主義・施策のための集会の実費補償(食事は除く) (※2)
公職の候補者等がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、	公職の候補者等の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推される方法で、		<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、		当該選挙に関し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・当該公職の候補者等に対する寄附

(※1) 「公職の候補者等」とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者

(※2) 「政治上の主義、施策のための集会」については、きょう応接待が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるものであっても、選挙区内の人を対象とするもの、及び一定期間(※3)に行われるものは含まれない。

【後援団体関係】

寄 附 者	禁 止 事 項		例 外 と な る 寄 附 等
後援団体は、	当該選挙区内にある者に対して、	いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・ 当該公職の候補者等に対する寄附（選挙運動に関してのみ金銭も可。） ・ 当該団体がその設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するもの及び一定期間（※3）にされるものを除く）
何人も、		一定期間（※3）後援団体の総会その他の集会又はその団体の行う行事できょう応接待をし又は金銭その他の物品を供与してはならない。	
公職の候補者等は、	公職の候補者等にかかる後援団体に対して、一定期間（※3）寄附をしてはならない。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの資金管理団体に対する寄附

（※3）一定期間

- ・ 衆議員議員 → { 任期満了日前90日から選挙期日
解散の翌日から選挙期日
- ・ 参議院議員 → 任期満了日前90日から選挙期日
- ・ 地方公共団体の議員又は長 → { 任期満了日前90日から選挙期日
選挙事由発生の告示の翌日から選挙期日
- ・ 補欠選挙等 → 選挙事由発生の告示の翌日から選挙期日

3 政治資金パーティー

(1) 政治資金パーティーとは（法第8条の2）

政治資金パーティーとは、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価にかかる収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」をいいます。

なお、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。

(2) 政治資金パーティーの開催主体（法第8条の2）

政治資金パーティーは政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは、この者は政治団体とみなされ、会計帳簿の備え付け、設立届・異動届等の届出書の提出、当該パーティーにかかる収支報告書の提出等、政治団体に準じた各種制限が課されることとなります。ただし、政治活動に関する寄附の規定については、政治団体とはみなされず、その他の団体と同じ取り扱いとなります。（総枠・個別の寄附制限の適用があります。）

(3) 政治資金パーティーの対価の支払額の制限等（法第22条の8）

ア 政治資金パーティーの対価の支払及び收受額の制限

政治資金パーティーを開催する者は、一つの政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また、対価の支払をする者も同様の制限を受けます。

イ 匿名等の対価の支払及び收受の制限

何人も本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。またこれを受けてもいけません。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払である旨の通知（政治資金規正法施行規則第39条）

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けるに際し、支払者に対して「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により、あらかじめ告知しなければなりません。

第2 政治資金の運用に関する制限（法第8条の3）

政治団体は、その有する金銭等を以下の方法以外の方法で運用してはなりません。

また、会計帳簿の運用簿に運用の状況等を記載しなければなりません。

- 1 銀行その他の金融機関への預金若しくは貯金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債権又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- 3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で、元本補填の契約のあるもの

第3 資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません（法第19条の2の2）

なお、改正前から所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含む。）については、用途その他個々の利用の現況を記載しなければなりません。

第3編 政治資金と税金の関係

第1 政治団体に対する課税関係

現存する政治団体のうち、法人格を有すものは、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下、「法人格付与法」という。）により法人格を取得している政党等と政党の指定する政治資金団体のみで、これ以外の政治団体はいずれも法人格を有しておらず、これらは法律上「人格なき社団」として取り扱われています。

1 寄附収入に対する課税

法人税法では、人格なき社団については収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課さないこととされているため（法人税法第7条）、政治団体が受けた寄附収入について法人税は課税されないこととなります。

法人格を有する政党等も同様（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）に課税されません。

また、相続税法では、寄附収入は、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税措置がとられており（相続税法第21条の3第1項第3号）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして贈与税は課税されません。

なお、法人格を有する政党等についても、法人は贈与税の納税義務者となっていない（相続税法第1条の4）ことから、贈与税は課税されません。

以上により、政治団体が受けた政治活動に関する寄附については原則として非課税とされています。

2 事業収入に対する課税

収益事業による所得には法人税が課税されることとされています。政治団体が通常行っている各種事業のなかで、収益事業に該当する可能性があるものとしては、出版事業（機関紙誌の発行事業）が考えられますが、「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばその会員に配布するために行うものを除く」（法人税法施行令第5条第1項第12号）とされており、政党、政治団体が行っている出版事業については、これに該当するものとされれば課税対象外となります。

また、消費税は、法人等の事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるものであり、法人格を有する政党等のほか、人格なき社団である政治団体であっても法人とみなされ事業者となることから、政治団体もこの事業者として、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税対象となります。

3 政治団体の非課税の考え方

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、その得た収入を政治活動に使用することを前提としているため、その収入は原則非課税となっています。

したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために使用するような場合については、当然に課税の対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなります。

第2 政治家個人に対する課税関係

政治家個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得となり、他の所得と合算して課税対象になります。この雑所得の計算では、政治活動のために支出した経費は控除します。

ただし、政治活動に関して受けた政治資金よりも控除額のほうが多いときには他の種類の所得と損益通算ができませんので、政治資金に係る雑所得の計算上、赤字が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた寄附で、公職選挙法第189条の規定に基づく収支報告がされている場合には課税されません(所得税法第9条第1項第17条、相続税法第21条の3第1項第6号)。

第3 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置(法第32条の4)

1 優遇措置の内容

個人が政治活動(選挙運動を含む)に関する寄附をした場合において、一定の要件を満たすものについては、所得税の計算上所得から寄附金を控除、あるいは、一定の割合を所得税から控除することとしています。

2 優遇措置の適用要件

優遇措置を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 個人がした政治活動に関する寄附の場合

ア 寄附の相手方が

(ア) 政党・政治資金団体

(イ) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

(ウ) 法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体

(エ) 知事、県議会議員、指定都市の市長及び議員(広島市長及び広島市議)(これらの候補者を含む)の後援団体であって、会則等にその推薦支持する候補者の氏名が明記され、かつ被推薦書(P12参照)が提出されていること。

ただし、(ウ)、(エ)については現職にない候補者の後援団体については、立候補した日の属する年とその前年の2年間に限定されています。

イ 収支報告書にその寄附の明細が記載されていること。

(2) 個人がした選挙運動に関する寄附の場合

ア 寄附の相手方が国会議員、知事、県議会議員、指定都市の市長及び議員(広島市長及び広島

市議)の候補者として届出のあった者であること。

イ 選挙運動費用収支報告書にその寄附が記載されていること。

いずれの寄附も、関係法令の規定に違反した寄附でないことが前提となります。

なお、寄附者に特別な利益の及ぶと認められるような寄附については、適用されません。

(例) 自らの後援団体等に自己資金として寄附したもの。

議員相互間で互いの後援団体等に寄附したもの。

3 優遇措置を受けることができる控除額

(1) 所得控除

$$\text{寄附金控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支出額} \\ \text{各種の所得金額の合計額の40\%} \end{array} \right\} \text{のいずれか少ない方の金額} - 2 \text{千円}$$

※「特定寄附金」とは、寄附金控除の対象となる寄附金で、上記の政治活動に関する寄附金のほか、国や地方公共団体又は公益法人等に対する寄附金を指します。

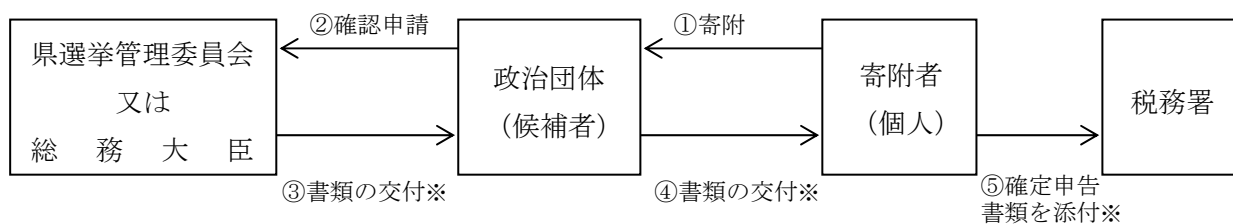
(2) 税額控除 (政党及び政治資金団体への寄附についてのみ適用可。)

$$\text{税額控除額} = (\text{政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 30\%$$

よって、政党及び政治資金団体へ寄附した場合は、上記の所得控除、税額控除のいずれかを選択することができます。

なお、特定寄附金と政党等に対する寄附金の額の合計額が所得金額の40%を超える場合には計算方法が異なりますので、お近くの税務署にお尋ねください。

4 手続き



※書類とは「寄附金控除のための書類」です。

(記入例については、P70を参照してください。)

確定申告の期限までに「寄附金控除のための書類」の確認が間に合わない場合は、いったん寄附金の領収書(写し)を添付して申告し、後日、確認済みの「寄附金控除のための書類」の交付を受けた後すぐに税務署に提出してください。

課税関係について不明な点があれば、お近くの税務署におたずねください。

第4 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政治団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となるだけで、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

損金算入限度額の算出方法は、次のとおりです。

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

第5 印紙の貼付について

印紙税法別表第1の非課税物件の欄に掲げる文書については、印紙税を課さないこととなっており（印紙税法第5条第1号）、金銭又は有価証券の受取書のうち営業に関しないものについては、非課税文書とされています。

したがって、政治団体が受けた寄附金や、政治資金パーティー券の購入に対する領収書については、営業に関するものではありませんので、その領収書に印紙を貼る必要はありません。

【広島県内税務署連絡先】

○ 広島東税務署	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 3-19	(082) 227-1155
○ 広島西税務署	〒733-8555	広島市西区観音新町一丁目 17-3	(082) 234-3110
○ 広島南税務署	〒734-0003	広島市南区宇品東六丁目 1-72	(082) 253-3281
○ 広島北税務署	〒731-0294	広島市安佐北区亀山二丁目 25-10	(082) 814-2111
○ 廿日市税務署	〒738-8601	廿日市市新宮一丁目 15-40	(0829) 32-1217
○ 呉税務署	〒737-8652	呉市中央三丁目 9-15	(0823) 23-2424
○ 海田税務署	〒736-8505	安芸郡海田町大正町 1-13	(082) 823-2131
○ 吉田税務署	〒731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604-1	(0826) 42-0008
○ 西条税務署	〒739-8615	東広島市西条昭和町 16-8	(082) 422-2191
○ 竹原税務署	〒725-8686	竹原市中央三丁目 2-12	(0846) 22-0485
○ 尾道税務署	〒722-8505	尾道市古浜町 27-18	(0848) 22-2131
○ 三原税務署	〒723-8511	三原市宮沖二丁目 12-1	(0848) 62-3131
○ 福山税務署	〒720-8652	福山市三吉町四丁目 4-8	(084) 922-1350
○ 府中税務署	〒726-0002	府中市鶉飼町 555-40	(0847) 45-2570
○ 三次税務署	〒728-0013	三次市十日市東一丁目 13-5	(0824) 62-2721
○ 庄原税務署	〒727-0021	庄原市三日市町 667-5	(0824) 72-1001

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。

また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- (2) 政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- (3) 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- (4) 寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

-
- お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

令和3年1月
国 税 庁
総 務 省

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名	乙野 一郎										
住 所	〇〇郡〇〇町大字100番地										
寄 付 金 の 額					百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	5	0	0	0	0	0
※ 寄 附 年 月 日	〇〇年 10月 30日										

(寄附を受けた団体)

名 称	甲田太郎後援会	
所 在 地	広島市〇〇区〇〇三丁目〇番〇号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号) 1	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号) 2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号 該当の場合 (同号1該当の場合は(2)の記載は不要ありません)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	甲田 太郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	広島県議会議員一般 選挙 〇〇年 〇月 〇日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・		・ ・	

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です)

第4編 後援団体等の文書図画の掲示・頒布等について

第1 後援団体等が掲示することができる文書図画

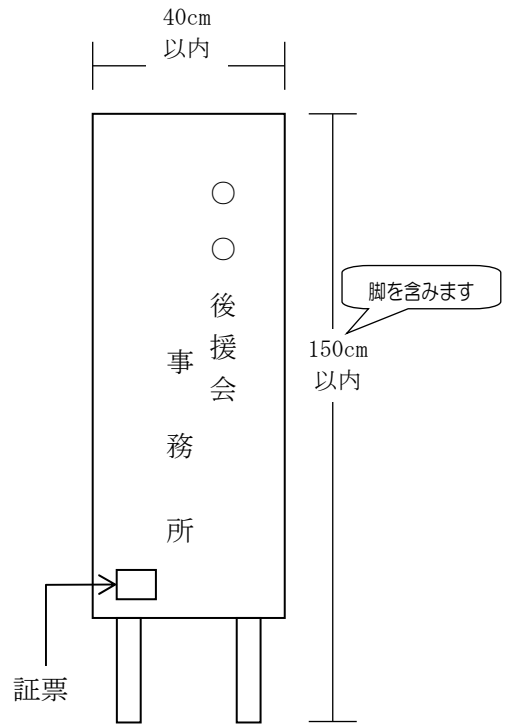
公職の候補者等の氏名や氏名を類推させるようなことを記載した文書図画及び特定の候補者等を支持、推薦することを主な政治活動の目的としている団体（以下、「後援団体」という。）の名称を記載した文書図画で、それぞれの政治活動のために使用するものについては、次に掲げるもの以外は一切掲示することができません。（公職選挙法第143条第16項）

(1) 後援団体等の政治活動用事務所に掲示する立札・看板の類

ア 枚数： 1事務所当たり2枚以内、かつ、下表に掲げる制限枚数の範囲内

(候補者等個人の事務所に掲示する立札・看板の類についても、下表のとおり、制限があります。)

公職の種類	同一の候補者等にかかる全ての後援団体を通じた制限枚数	候補者等個人事務所用の制限枚数
衆議院議員 (小選挙区)	15	10
参議院議員 (選挙区)	24	16
県知事	24	16
県議会議員	6	6
政令市の市長 (広島市長)	10	10
市長 (市議会議員)	6	6
町長 (町議会議員)	4	4



イ 規格： 150cm×40cm以内（右上図のとおり）

ウ 表示： 上記の立札・看板の類には、証票を貼らなければなりません。

この証票は当該選挙を管理する選挙管理委員会が、申請に基づき交付します。

【証票交付申請先】

公職の種類	交付申請先
衆議院小選挙区選出議員 参議院選挙区選出議員 広島県知事 広島県議会議員	広島県選挙管理委員会
市町長 市町議会議員	当該市町選挙管理委員会

※ 看板の掲示場所に異動があった場合は異動届を、証票を紛失した場合は紛失届を、看板を廃止したときは廃止届を提出していただく必要がありますので、御留意ください。

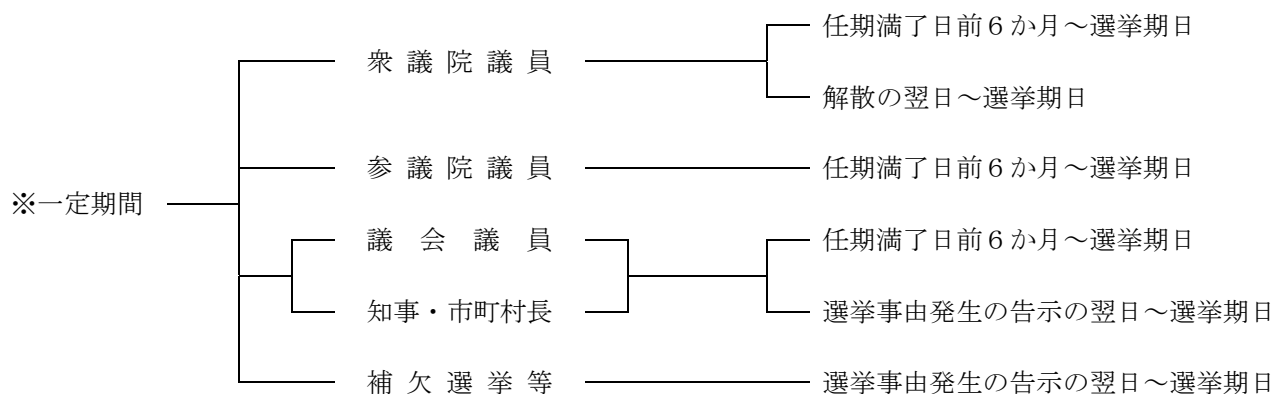
(2) ポスターで、ベニヤ板やプラスチックの板などで「裏打ち」したものでないもの。

ただし、以下に掲げるものは掲示を禁止されます。

ア 裏打ちされていなくても、事務所や連絡所を表示し、または後援会の構成員であることを表示するためのもの。

例) 「〇〇後援会」、「〇〇後援会連絡所」、「〇〇後援会会員の証」などと記載したポスター、ステッカーなど。

イ 選挙の一定期間(※)に当該選挙区内に掲示するもの。



なお、このポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあってはその名称)及び住所を記載しなければなりません。

(3) 政治活動のための演説会や講演会などの開催中、その会場において掲示されるもの。

(4) 選挙時に一定の政治活動が許される確認団体が、許された範囲内で行う立札・看板の類やポスターの掲示

第2 後援団体等が頒布する文書図画

後援会の加入依頼文書に投票依頼の文言があったり、あるいは直接に投票依頼の文言がなくても全体として選挙運動のための文書図画と認められるものを頒布したりすることは、事前運動となります。(公職選挙法第129条)

証 票 交 付 申 請 書

令和〇〇年 6 月 3 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 甲田 太郎 (印)

住 所 〇〇〇市〇〇〇町一丁目〇番〇号
(電話 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△△)

職 業 会社役員

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類 広島県議会議員

2 証票交付申請枚数 6 枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
〇〇市〇〇町〇-〇	1
〇〇市□□町×-×	2
〇〇市××町□-□	2
〇〇市〇〇町△-△	1
別紙として、任意様式による一覧表を添付しても差し支えありません。	

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(運用使用欄)

交付限度枚数	交付総枚数	交付した証票枚数
		No ~

受 領 書

枚数	受領した証票の番号	備考
No	~ No	

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を上記のとおり受領しました。なお、今後申請の場所から看板の類を移動した場合は、異動届を速やかに提出し、また解散等で事務所を廃止したときは、証票を直ちに返知いたします。

令和 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

氏 名 甲田 太郎 (印)

住 所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

【後援団体】

証票交付申請書

令和〇〇年 6 月 3 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会

代表者の氏名 甲田太郎 

主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類 広島県議会議員
- 2 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業
氏名 甲田太郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-△△△△)
住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号 職業 会社役員
- 3 政治団体としての届出先 広島県選挙管理委員会
- 4 証票交付申請枚数 6 枚
- 5 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所所在地	立札及び看板の類の枚数
〇〇市□□町〇-〇	2
〇〇市▲▲町□-□	2
〇〇市●●町×-×	2
別紙として、任意様式による一覧表を添付しても差し支えありません。	

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私にかかると後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 〇 枚です。

令和〇〇年 6 月 3 日

候補者等の氏名 甲田太郎 

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(選管使用欄)	
交付限度枚数	交付総枚数
枚	枚
No	~

受領書

枚数	受領した証票の番号	備考
枚	No ~ No	

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を上記のとおり受領しました。なお、今後申請の場所から看板の類を移動した場合は、異動届を速やかに提出し、また解散等で事務所を廃止したときは、証票を直ちに返知いたします。

令和 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会

代表者の氏名 甲田太郎 

主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

異動届

旧所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

新所在地 〇〇市〇〇町二丁目〇番〇号

証票番号 No. 〇〇〇

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 **甲田太郎後援会**

代表者の氏名 **甲田太郎**

主たる事務所の所在地 **〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号**

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

異動届

旧所在地 〇〇市〇〇町二丁目〇番〇号

新所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

証票番号 No. 〇〇〇

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 **甲田太郎**

住 所 **〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号**

電 話 番 号 **〇〇〇-〇〇〇-△△△△**

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

証票紛失等届出

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 甲田 太郎 ^印
住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-△△△△

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の下記の証票を
紛失・破損・その他 () 致しました。
つきましては、別紙のとおり再交付を申請致します。

< 記 >

紛失した事務所の所在地	紛失した証票の番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

証票紛失等届出

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲田太郎後援会
代表者の氏名 甲田 太郎 ^印
主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の下記の証票を
紛失・破損・その他 () 致しました。
つきましては、別紙のとおり再交付を申請致します。

< 記 >

紛失した事務所の所在地	紛失した証票の番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

看板の廃止届

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 **甲田太郎後援会**
 代表者の氏名 **甲田太郎**
 主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

候補者等氏名 **甲田太郎**
 住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△

下記の看板を廃止しましたので、届出ます。

< 記 >

看板の設置場所	証票番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇〇

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

看板の廃止届

令和〇〇年 〇月 〇日

広島県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 **甲田太郎**
 住所 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△

下記の看板を廃止しましたので、届出ます。

< 記 >

看板の設置場所	証票の番号
〇〇市〇〇町四丁目〇番〇号	No. 〇〇〇〇

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第5編 罰則等

第1 主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反（法第23条）	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）（法第25条）	5年以下の禁錮、100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載（法第26条の6）	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反（法第26条の7）	1年以下の懲役、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反（法第26条）	1年以下の禁錮、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反（法第26条の2）	3年以下の禁錮、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反（法第26条の4）	6月以下の禁錮、30万円以下の罰金

第2 公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査報告書の虚偽記載、政治資金監査の業務等に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反を除く。）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。（法第28条）

① 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

第3 没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

- 本手引きに掲載しております届出等の様式については、広島県選挙管理委員会のホームページにデータを掲載しておりますので、印刷してお使いください。

<ホームページURL>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sennkyokannriinkai/1292475684324.html>